

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

国・地方	税種	原告	被告	争点	請求額	答弁額	審理期間	判決額	控訴額	控訴審判決額	控訴審判決理由	控訴審判決結果	控訴審判決理由	控訴審判決結果	
東京	法人税	国(新宿税務署長)	個人	処分行政が独立企業間価格の算定方法として残余利益分割法を採用したことは違法か否か。	19/3～23/3	3	田畑松務官 今西主査	東京地方51	H30.8.25	R7.6.10	一部敗訴	東京高等	R7.6.23	国側	
名古屋	法人税	国(沼津税務署長)	個人	本件貸付は、原告の収入として益金の額に算入すべきか否か。 本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。	25/12～28/12	1	村田松務官 水野主査	静岡地方2	R1.10.1	R5.9.21	棄却	東京高等21	R6.10.4	相手側	R7.5.29
東京	所得税	国(杉並税務署長)	個人	(相手) 側：債務免除を受けたか否か。 (相手) 側：債務免除を受けたと認められる場合、債務免除額の額は、一時所得に係る総収入金額に算入すべきか否か。 (親族免除) 側の額は、一時所得に係る総収入金額に算入する場合、贈与との和算に至るまでに要した訴訟費用及び弁護士費用の合計額は、所得税法34条2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に該当するか否か。	28	1	原木松務官 井原専門官	東京地方51	R1.12.4	R5.3.14	一部敗訴	東京高等16	R5.3.28	双方	R6.1.25
東京	所得税	国(渋谷税務署長)	個人	(1) 相手側が行った外国通貨から他の外国通貨への交換及び外国通貨による有価証券の購入から生じた為替差損は、相手側の所得として認識されるか。 (2) 相手 側が上記の為替差損を所得として申告しなかったことにつき、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるか否か。 (3) 本件各更正処分 等の理由の提示に不備があるか否か。	26, 27	2	榎原松務官 秋山主査	東京地方3	R2.12.25	R4.8.31	棄却	東京高等20	R4.9.26	相手側	R5.5.24
福岡	消費税	国(相生税務署長)	個人	原告が行った土地建物の一括譲渡に係る建物部分の課税標準額の算出は、消費税法施行令48条3項に規定する「合理的に区分 されないとき」に該当するか否か。	28/3～31/3	3	三田村正徳松務官 角木地括 土屋主査官	東京地方51	R3.3.29	R5.5.25	棄却	東京高等24	R5.6.8	相手側	R6.5.30
東京	法人税	国(神田税務署長)	個人	本件における各更正請求は、国税通則法23条1 項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか。(消費税)	26/7～30/7	1	小崎松務官 阿部実査官	東京地方51	R3.4.14	R5.2.21	棄却	東京高等7	R5.3.6	相手側	
東京	法人税	国(新宿税務署長)	個人	処分行政が残余利益分割法によって算出した独立企業間価格による更正処分は違法か否か。	24/3～26/3	3	田畑松務官 和田実査官	東京地方51	R3.4.28						
東京	法人税	国(東京上野税務署長)	個人	相手側が償日付で譲渡を付して行った二段階の合併(本件各合併)は、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」(不当性要件)に該当するか否か。	29/3	3	小崎松務官 野本専門官	東京地方3	R3.4.30	R6.9.27	全部敗訴	東京高等12	R6.10.10	国側	
熊本	所得税	国(沼津税務署長)	個人	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	25	1	矢上松務官 三島実査官	熊本地方2	R3.6.2	R6.2.28	福岡高等4		R6.3.15	相手側	R6.10.2
福岡	所得税	国(八幡税務署長)	個人	①原告が過去に支出した借入金料子 等の帰属は当然に原告が取得した資産の措置法第37条適用の可否(本人訴訟) ②原告が取得した資産の措置法第37条適用の可否(本人訴訟)	25	1	酒井松務官 田中実査官	福岡地方1	R3.8.3	R6.5.15	福岡高等1		R6.5.28	相手側	R6.12.2
大阪	所得税	国(西成区署長事務承継者北沢税務署長)	個人	外国人会社合算課税の適用の可否(1)居住者減免性、(2)特定外国子会社減免性、(3)適用対象金額を算出する際、合算課税されている他の特定外国子会社からの配当を控除すべきか否か。	25～26	2	榎垣松務官 梅里実査官 木山実査官	大塚地方2	R3.8.3	R6.1.31	棄却	大阪高等3	R6.2.8	相手側	R7.1.31
福岡	所得税	国(久留米税務署長)	個人	①事業所得の推計方法の合理性(推計事業)(消費税) ②調査終了の際の手 続の違法性 ③決定処分は理由附記不備か否か	26～30	1	福田松務官 宮崎主査	福岡地方1	R3.8.19	R6.7.17	福岡高等3		R6.7.26	相手側	R7.2.13
名古屋	法人税	国(名古屋西税務署長・国(豊田税務署長事務承継者名古屋西税務署長)	個人	本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。 (消費税)	27/3～30/3	3	本井松務官 水谷実査官	東京地方38	R3.8.31	R7.5.16	棄却	東京高等15	R7.5.29	相手側	
金沢	国債	国	個人	納税者所有の田畑への立入行為により、被告は国家賠償法1条1項の損害賠償が認められるか否か。(請求金5,500千円、仮執行宣言あり)	-	1	島田主任松務官 中村松務官 藤田実査官	東京地方37	R3.9.28	R6.10.22	棄却	東京高等14	R6.11.9	相手側	

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点		第一審		第二審		上告審												
裁判所	当事者	争点	判決年月日	判決内容	控訴人	相手側	最高裁	最高裁	最高裁											
大阪	法人税	国(門真税務署長)	①国外関連者に対する株式の譲渡にいて、寄附金課税よりも移転価格税制が優先的に適用されるか否か ②本件株式の譲渡価格は時価に比して低額か	29/3	3	小幡訟務官 横山裕子主査 村尾実査官 野田実査官	東京地方3	R3.8.27	R7.5.28	全部敗訴										
金沢	法人税	国(金沢税務署長)	原告が土地建物を取得した後、当該建物を取り壊して損金に算入した取得費は、当該土地の取得費に含まれるべきか。否か。	31/4	3	島田主任訟務官 中村訟務官 細田実査官	東京地方3	R3.10.21	R6.11.13	棄却	東京高等14	R6.11.26	相手側	R7.9.18						
東京	消費税	国(練馬税務署長)	相手側が取得した物流施設は消費税法上の「船舶」に該当し、同施設に係る消費税額は、消費税法38条5項により控除対象となる課税仕入れに含まれないこととなるか否か。 1 本件各金員は、課税仕入れに係る支払対価に該当するか否か。 2 原告が主張する標準経費の返還は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	28/10	3	島田訟務官 吉川実査官	東京地方51	R3.10.26	R5.9.8	棄却	東京高等16	R5.9.21	相手側	R6.4.11	棄却	最高二小	R6.4.24	相手側		
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	1 被告が主張する標準経費の返還は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。 2 原告が主張する標準経費の返還は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	27/3~30/3	3	廣瀬訟務官 龜里実査官 比嘉実査官	那覇地方1	R3.12.22												
仙台	所得税(源泉)	国(仙台中税務署長)	未確定 原告のキャバクラ店に勤務するホステスに対し支払った金額が給与所得に該当するか否か	22/2~26/2	1	佐藤専門官	仙台地方3	R3.12.27	R7.3.5	却下棄却	仙台高等1	R7.3.16	相手側	R7.9.9	棄却					
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	1 本件管理規約の改定及び本件覚書の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法28条1項)に該当するか否か。	27/2~30/2	3	廣瀬訟務官 龜里実査官 比嘉実査官	那覇地方1	R3.12.28												
奥州	相続税	国(松本税務署長)	1 本件評価方法について 本件株式に適用される評価通達に定める評価方法 本件株式を評価通達の定めにより評価することが著しく不適当と認められる特別な事情があるか。 ①本件青色申告承認取消処分の適法性 ②輸出免税の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ③仕入控除の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ④調査手続の適法性(消費税) 2 本件各年分の事業所得の計算上必要経費に算入されるか。 3 本件サブリリース契約が、同族会社等の行為計算否認規定(所法157)の適用があるか否か。また適正資料の算定方法は適正か否か。 3 本件各更正処分は、前回調査の結果通知と矛盾して信義則に反する違法なものであるか否か。(消費税)	25	2	鈴木訟務官 長澤専門官 佐藤実査官	東京地方38	R4.2.28	R7.1.17	全部敗訴	東京高等4	R7.1.30	国側	R7.6.19	全勝		R7.7.7	相手側		
福岡	法人税	国(久留米税務署長)	1 本件青色申告承認取消処分の適法性 ②輸出免税の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ③仕入控除の規定に係る帳簿書類等の保存の有無 ④調査手続の適法性(消費税) 2 本件各年分の事業所得の計算上必要経費に算入されるか。 3 本件サブリリース契約が、同族会社等の行為計算否認規定(所法157)の適用があるか否か。また適正資料の算定方法は適正か否か。 3 本件各更正処分は、前回調査の結果通知と矛盾して信義則に反する違法なものであるか否か。(消費税)	27/6~1/12	1	田中訟務官 山本実査官	福岡地方1	R4.4.22	R6.12.11	棄却	福岡高等1	R6.12.25	相手側	R7.7.17	棄却					
大阪	所得税	国(東住吉税務署長)	1 本件交際費及び本件減価償却費は、本件各年分の事業所得の計算上必要経費に算入されるか。 2 本件サブリリース契約が、同族会社等の行為計算否認規定(所法157)の適用があるか否か。また適正資料の算定方法は適正か否か。 3 本件各更正処分は、前回調査の結果通知と矛盾して信義則に反する違法なものであるか否か。(消費税)	27~29	1	清家訟務官 徳山総括主査 木山実査官	大阪地方2	R4.5.2	R6.3.13	一部敗訴	大阪高等1	R6.3.26	国側	R7.4.25	全勝	最高三小	R7.5.8	相手側		
東京	法人税	国(南越事務局長事務承継者鎌田税務署長)	1 本件交際費及び本件減価償却費は、本件各年分の事業所得の計算上必要経費に算入されるか。 2 本件サブリリース契約が、同族会社等の行為計算否認規定(所法157)の適用があるか否か。また適正資料の算定方法は適正か否か。 3 本件各更正処分は、前回調査の結果通知と矛盾して信義則に反する違法なものであるか否か。(消費税)	19/3~24/3	3	相川訟務官 荒木実査官	東京地方51	R4.5.27												
東京	所得税	国(緑税務署理事事務承継者橋本南税務署長)	(1) ふむさと興産の遊覧船に係る各種経済的利益は、相手側の一時所得の金額に計上し、総収入金額に算入されるか否か。 (2) 本件における所得控除等の更正処分は、信義則に反する違法な処分か否か。	29.30	1	藤崎訟務官 菊地実査官	横浜地方1	R4.5.31	R6.2.14	棄却	東京高等22	R6.2.22	相手側	R6.12.11	棄却	最高二小	R6.12.19	相手側	R7.5.23	棄却
熊本	所得税	国(菊池税務署長)	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)。	28	1	矢上訟務官 三島実査官	熊本地方2	R4.6.3	R6.2.28	却下棄却	福岡高等4	R6.3.15	相手側	R6.10.2	棄却	最高一小	R6.10.18	相手側	R7.4.17	不受理
大阪	所得税	国(芦屋税務署長事務承継者南税務署長)	1 本件マイニング、本件リース及び本件レンタルに係る所得は、事業所得、雑所得のいずれに該当するか。 2 本件マイニングに係るマイニングマシンの購入に、措置法10条の5の3の適用はあるか否か。 3 本件各修正申告書の提出は、調査通知前に更正があるべきことを予知してされたものか否か。 原告が訴状において還付を求める各期の源泉所得税等の金額は、国税通則法56条に規定する過納納金に該当するか否か。 (請求額:39,023,170円、低執行費負担あり)	28~30	1	村上(幸)訟務官 徳山総括主査 久保実査官	大阪地方2	R4.7.7	R6.10.30	棄却	大阪高等8	R6.11.13	相手側	R7.9.4	棄却					
名古屋	所得税(源泉)	国	原告が訴状において還付を求める各期の源泉所得税等の金額は、国税通則法56条に規定する過納納金に該当するか否か。 (請求額:39,023,170円、低執行費負担あり)	27/4~30/7	1	立田訟務官 大森実査官	名古屋地方8	R4.7.18	R6.12.5	棄却	名古屋高等4	R6.12.17	相手側							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県		税種	課税対象	課税標準	税率	納税義務者	支払期日	控除率	控除額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額
都道府県	税種	課税対象	課税標準	税率	納税義務者	支払期日	控除率	控除額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額	控除後の金額
名古屋	消費税	国(防衛税務署長)	本件工賃は、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当するか否か。	26/3~26/3	1	社主任松務官 竹田通富官 宮金実査官	名古屋地方9	R4.7.18	R6.7.18	棄却	名古屋高第1	R6.7.28	相手側	R7.1.30	棄却	最高三小	R7.2.7	相手側
名古屋	相続税	国(昭和税務署長)	本件株式の譲渡を、財産評価基本通達で定める方法以外の方法により評価した本件各更正処分は、適法かどうか(財産評価基本通達6により評価することの有無)。	26	2	村田松務官 加藤専門官 服部実査官	東京地方38	R4.8.2										
東京	相続税	国(麻生税務署長)	(1)代償分割の方法により法定相続分の割合で遺産分割が行われた場合に、当該割合に応じて相続税額を計算すべきか否か。 (2)相続税基本通達11の2-10の適用方法について	17	1	森田松務官 吉川実査官	東京地方2	R4.8.3	R6.5.23	棄却	東京高第7	R6.6.10	相手側	R6.11.28	棄却	最高一小	R6.12.16	相手側
東京	所得税(源泉)	国(本所税務署長)	(1)平成29年11月、平成30年11月及び同年12月の3回にわたり訴外相手側元理事名義の口座に振り込まれた金員は、相手側から訴外相手側元理事氏に対する給与に該当するか否か。 (2)相手側に、国税通則法88条3項に規定する隠蔽又は仮装の事実があったと認められるか否か。	28/11、30/11、30/12	2	小嶋松務官 野本専門官	東京地方3	R4.8.17	R7.8.6	棄却								
福岡	消費税	国(久留米税務署長)	①消費税込価格等各処分の適法性 ②本件送付取引が本邦からの輸出として行われる前送金の適法(消費税法7条1項1号)に該当するか否か ③本件各処分の前提となる業務調査手続に本件各処分を取り消す必要があるか否か ④本件各処分に関する理由開示が適法であるか否か ⑤前記の本件各処分の所得金額の計算上、送金保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か (本人訴訟)	元/6	1	田中松務官 松村実査官	福岡地方1	R4.8.22	R6.6.5	棄却	福岡高第1	R6.5.19	相手側	R6.12.3	棄却	最高三小	R6.12.27	相手側
広島	所得税	国(岡山東税務署長)	本件更正処分における理由の開示は、行政手続法14条1項本文が要求する理由の提示として不備があるか否か	1	1	葛城松務官 井上実査官 橋本実査官	東京地方38	R4.9.5	R5.8.1	棄却	東京高第8	R5.8.20	相手側	R6.11.28	棄却	広島三小	R6.12.7	相手側
大阪	相続税	国(伏見税務署長)	1 本件信託は、本件被相続人を受益者として設定されたものであるか否か 2 本件信託が本件被相続人を受益者として設定されたものである場合、本件被相続人の受益割合はいくらか 3 納税者が本件被相続人の受益割合に係る利益を取得したことは、贈与に当たるか否か(相続税)	28	2	興松務官 土堀実査官 西田実査官	京都地方3	R4.9.13	R6.9.26	棄却	大阪高第14	R6.10.9	相手側	R7.4.7	棄却			
大阪	所得税	国(伏見税務署長)	1 本件信託は、本件被相続人を受益者として設定されたものであるか否か 2 本件信託が本件被相続人を受益者として設定されたものである場合、本件被相続人の受益割合はいくらか 3 納税者が本件被相続人の受益割合に係る利益を取得したことは、贈与に当たるか否か(相続税)	27~28	2	岡田松務官 牧瀬越括主査 鶴田実査官 西田実査官	大阪地方7	R4.9.15	R7.4.17	棄却	大阪高第5	R7.5.1	相手側					
札幌	法人税	国(小樽税務署長)	原告の所有する土地の譲渡に係る収益の計上時期(引渡しの日)はいつか(消費税)	30/12	1	高山松務官 後藤実査官	札幌地方2	R4.9.15	R6.7.5	棄却	札幌高第2	R6.12.19	相手側	R6.11.8	棄却	最高三小	R6.11.22	相手側
東京	所得税	国(麻布税務署長)	(1)多額の米国ドル預金を保有する相手側が、米国ドルの借入れを行って米国ドル建て不動産を取得した取引によって、相手側に為替差益に係る所得が発生し、実現したといえるか否か。 (2)上記(1)の取引における米国ドルの取得時の円換算額は、平均法に準ずる方法(国側主張)又は個別法(相手側主張)のいずれの方法を用いて算定することが合理的であるか。 相手側が原処分当時に関連事項を握っていた2つの学校法人が、平成28年分及び同30年分に関連法人に支払った各金員のうち、ほぼ同様に、当該関連法人から相手側名義の口座に送金された各金員は、当該学校法人から相手側に対する給与(賞与)に該当するか否か。	28、30	1	藤崎松務官 森西主査	東京地方3	R4.9.16	R7.2.5	棄却	東京高第23	R7.2.16	相手側					
東京	所得税	国(千葉南税務署長)	相手側が原処分当時に関連事項を握っていた2つの学校法人が、平成28年分及び同30年分に関連法人に支払った各金員のうち、ほぼ同様に、当該関連法人から相手側名義の口座に送金された各金員は、当該学校法人から相手側に対する給与(賞与)に該当するか否か。	28~1	2	佐藤松務官 佐藤実査官	東京地方38	R4.9.21	R7.8.8	棄却								
千葉	所得税	国(春日部税務署長)	保有する暗号資産等を他の暗号資産等に交換した際に生じた損益が課税対象となるか否か。	29	2	深澤松務官 岡田専門官 高田実査官	東京地方51	R4.9.27	R7.6.3	棄却								
東京	相続税	国(杉並税務署長)	相続人が承継した債務のうち、相続開始時において、近い将来に裁判上の和解に基づき免除される可能性が高かった債務が、相続税法14条1項に規定する「確定と認められるもの」に該当するか否か。	26	1	柏田松務官 武田専門官	東京地方2	R4.10.18	R6.11.28	棄却	東京高第23	R6.12.12	相手側	R7.7.16	棄却	最高三小	R7.7.31	相手側

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

[illegible]

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

原告		被告		争点		審判部		審判官		審判所		審判日		判決日		判決内容		控訴人		控訴日		控訴内容		控訴審		控訴日		控訴内容		控訴審	
原告	被告	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	争点	
広島	法人税	国(広島西 後務署長)	原告が各事業年度に計上した外注費は、役務の提供に係る対価であるとして、損金の額に算入されるか(消費税)	28/4~ 2/4	2	足立松務官 赤代務門官 山口実査官 福本実査官	広島地方2	R5.3.8	R6.10.9	棄却	広島高 等3	R6.10.22	相手側	R7.4.16	却下棄却																
福岡	法人税	国(八女税 務署長)	係 株式の購入に際して支払った情報提供料等は株式の取得価格に含まれるべきか (1) 相手側の破産手続開始の決定後に破産財団に属する株式についてなされた剰余金の配当は、所得税法9条1項10号に規定する「資産の譲渡」に該当するか否か。 (2) 相手側の破産手続を行う破産管財人は、相手側に対する配当の支払について、所得税法181条1項又は租税特別措置法9条の2第2項に規定する源泉徴収義務を負うか否か。 (3) 相手側の破産手続を行う破産管財人は、相手側に対する配当に係る所得について、確定申告及び納付の義務を負うか否か。 (請求金額:4267,406千円、仮執行宣言あり)	29/3~ 2/3	3	田中松務官 宮崎主査	東京地方3	R5.1.15																							
東京	所得税	国(麻布税 務署長)	係 相手側の破産手続を行う破産管財人は、相手側に対する配当の支払について、所得税法181条1項又は租税特別措置法9条の2第2項に規定する源泉徴収義務を負うか否か。 (請求金額:4267,406千円、仮執行宣言あり)	2	1	原田松務官 井原専門官	東京地方2	R5.3.17	R6.3.7	棄却	東京高 等22	R6.3.18	相手側	R6.12.4	棄却	最高三 小	R6.12.12	相手側	R7.5.7	棄却											
福岡	法人税	国(久留米 税務署長)	係 ① 輸出取引該当性 ② 推計課税の適法性 ③ 追加算課税要件の充足性 ※ただし、新状において原告は争点を明らかにしていない。 (消費税)	29/2/19 ~元/5	1	田中松務官 宮崎実査官	福岡地方1	R5.4.5																							
熊本	相続税	国(大分税 務署)	係 本件相続税の課税価格に算入すべき財産は、本件土地等であるか、本件売買代金請求事件であるか。	30	1	矢上松務官 鈴木実査官 三島実査官	大分地方1	R5.4.12																							
福岡	法人税	国(博多税 務署長)	係 原告に振り込まれた金員は益金の額に算入すべきか	29/12	1	福岡松務官 宮崎実査官	福岡地方1	R5.4.18	R7.5.28	全部敗訴	福岡高 等5	R7.6.10	国側																		
福岡	法人税	国(博多税 務署長)	係 太陽光発電に係る支出の工事原価該当性	30/8	1	田中松務官 山本実査官	福岡地方1	R5.4.18																							
千葉	相続税	国(浦和税 務署長)	係 特定事業用地等である選択特例対象地等の面積を誤って申告したことは更正の請求の事由となるか。	30	1	藤田松務官 岡田専門官 村家実査官	東京地方2	R5.4.28	R6.1.25	棄却	東京高 等9	R6.2.8	相手側	R7.4.16	棄却																
広島	所得税	国(福山税 務署長)	係 ①コンサルティング料が必要経費・課税仕入れに該当するか ②寄付金控除の適用の有無 ③原告の上記①②に係る仮装、偽りその他不正の有無 ④海外法人に支払われた金員が原告の所得になるか否か ⑤ ④に係る業務委託契約について、別件訴訟で締結された裁判上の和解に基づき原告が支払うべきこととなった金員の必要経費計上時期 (消費税)	27~30	2	菊島松務官 赤代務門官 港実査官 廣海実査官	東京地方51	R5.5.11																							
東京	法人税	国(麹町税 務署長事務 所総務課浜 中税務署 長)	係 本件における各修正申告は、原告の意図に基づかず無効であるとして、当該各修正申告に基づく租税債権が存在するといえるか否か。 (消費税)	29/5~ 2/6	1	田畑松務官 今西主査	東京地方38	R5.5.16																							
東京	法人税	国(日本橋 税務署長)	係 通称合併に係る被合併法人の未処理欠損金額を相手側の欠損金額とみなして、各事業年度の損金の額に算入したことは、法人税法132条の2に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否か。	27/12~ 28/12	3	木下松務官 小野主査	東京地方2	R5.5.19																							
東京	法人税	国(麹町税 務署長)	係 処分行政庁が取引単位営業利益法を適用して独立企業間価格を推定した更正処分は適法か否か。 原告が、確定申告にあたって株式の配当所得及び譲渡損失の各金額を含めなかったことは、通則法23条1項の更正の請求事由に該当するか否か。 (本人訴訟)	26/3	3	島田松務官 吉川実査官	東京地方38	R5.5.24																							
福岡	所得税	国(小倉税 務署長)	係 譲渡損失の各金額を含めなかったことは、通則法23条1項の更正の請求事由に該当するか否か。 (本人訴訟)	2	1	須井松務官 菊川実査官	福岡地方1	R5.5.24	R6.3.27	棄却	福岡高 等3	R6.4.6	相手側	R6.12.12	棄却	最高三 小	R6.12.27	相手側	R7.6.25	不受理											

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	課税主体	争点	審判官	被告	請求金額	被告主張	結果	控訴先	事件番号	審判官	被告	請求金額	被告主張	結果			
東京	消費税	国(麻布税務署長事務所長事務所長事務所長)	(1)居住用貨物物件の購入及び当該物件に対する内装等の工事に係る課税仕入れのうち、当該物件の購入から販売まで空室であった居室に対応する部分は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみを要するものと「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとのいずれに該当するか。 (2)空室のある物件の買主に対する当該空室部分に係る家賃相当額の支払は、当該物件の売買取引金の値引きとして、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	27/9	3	平山主任訟務官 赤城実査官	東京地方3	R5.6.14	R7.1.24	棄却	東京高等5	R7.2.7	相手側	R7.7.30	棄却	最高裁	R7.8.13	相手側
福岡	消費税	国(小倉税務署長)	① 本件課税期間において、課税事業者へ譲渡するか否か(基準期間における課税売上額1,000万円を超えるか否か)。 ② 請求人が課税事業者として消費税等の還付申告を行ったことに、通則法68条の仮禁・隠蔽に該当する事実があったか否か。	2/4	1	福田訟務官 菊元実査官	福岡地方1	R5.6.19	R7.7.2	棄却	福岡高等3	R7.7.16	相手方					
東京	法人税	国(千葉東税務署長)	(1)原告の対象外国関係会社である米国ハワイ州所在のキャプティ保険会社は、外国子会社合算税制の適用除外基準の一つである非関連連者基準を満たすか否か。 (2)基準所得金額を本邦法令方式により計算したことは違法か否か。	1/6~ 2/6	2	茅野訟務官 浅野実査官	東京地方2	R5.6.22										
東京	所得税	国(大和税務署長)	(1)相手側の国外居住親族について、所得税法84条に規定する扶養控除の適用があるか否か。 (2)本件における所得税等の各更正処分は、信義原則に反する違法な処分か否か。 (3)本件における所得税等の各更正処分は、租税公平主義に反する違法な処分か否か。	28~2	1	原本訟務官 福田実査官	東京地方51	R5.7.3	R7.9.2	棄却								
福岡	相続税	国(香椎税務署長)	土地の評価について、財産評価基本通達(以下「評定通達」という。)の定めを適用して評価することが著しく不適当と認められる「特別な事情」があるか。	29	1	福田訟務官 菊元実査官	福岡地方1	R5.7.10	R6.11.20	棄却	福岡高等1	R6.12.3	相手側	R7.7.2	棄却			
大阪	法人税	国(姫路税務署長)	1 原告会社は、本件下宿営業の売上げを享受していたか否か。 2 金地金に係る商品先物取引の差金決済、金地金の仕入れに係る各支出額及び受取決済手数料は、消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか。 3 還付消費税額は、その還付に係る消費税等の納税申告書が提出された日の属する令和元年12月期の法人税に係る益金の額に算入すべきか否か。 4 金地金に係る商品先物取引によって生じた損失等は、令和元年12月期の損金の額に算入されるか否か。 5 本件各更正処分等は、信義原則に反して違反であるか否か。 (消費税)	29/12~ 元/12 2/3、2/6	1	清松訟務官 中子実査官	大阪地方7	R5.7.11	R6.11.28	却下 棄却	大阪高等3	R6.12.4	相手側	R7.7.4	棄却	大阪高等3	R7.7.14	相手側
札幌	法人税	国(旭見沢税務署長)	確定申告書に証明書が添付されていなくても簿記法61条の2第1項の規定を適用することができるか否か。	1/12	1	松浦訟務官 堀専門官 後藤実査官	札幌地方5	R5.7.26	R6.11.29	棄却	札幌高等2	R6.12.10	相手側	R7.5.23	棄却	最高三小	R7.8.5	相手方
文庫	法人税	国(南税務署長)	1 本件支出額は、原告から本件役員に対する給与等に該当するか否か。 2 本件各処分に理由附記の不備があるか否か。 3 本件の調査に処分が取り消されるべき違法事由があるか否か。 (消費税、源泉所得税)	28/12~ 30/12	3	福田訟務官 川上実査官	大阪地方2	R5.7.28	R7.5.23	棄却								
札幌	国賠	国	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額18,607千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦訟務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方3	R5.8.4										
札幌	国賠	国	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額1,650千円、仮執行宣言あり)	-	1	堀専門官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方3	R5.8.4										
札幌	国賠	国	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額1,786千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦訟務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側 相手方					
札幌	国賠	国	本件において、国賠法上の違法性が認められるか否か。 (請求金額1,850千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦訟務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側 相手方					

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

原告	被告	訴訟内容	審判年度	審判月	審判日	審判所	審判官	審判結果	控訴	上告	上告結果				
関信	所得税	国(上尾税務署長)	本件業務から生じた所得は、事業所得又は雑所得のいずれに該当するのか。(本人訴訟)	28~2	1	宮地松務官 土屋専門官 山本実査官	さいたま地方4	R5.12.4 R6.12.11	却下 棄却	東京高等10	R6.12.23 R7.7.10 棄却	東京高等10	R7.7.20	相手側	
仙台	消費税	国(白河税務署長)	(1) 債務不存在確認請求における除却の利益の有無 (2) 取締役向原告の申告権限があったか否か (3) 本件申告は、原告に意思に基づいてなされたものか否か	28.7~1.7	1	長内松務官 佐藤専門官 今野実査官	福島地方1	R5.2.21							
大阪	所得税	国(和田山税務署長)	原告に適用法88条1項に規定する「隠蔽し、仮装し」に該当する事実があったか否か	26~28、30、元	2	村上(一)松務官 西田実査官	大阪地方7	R6.2.22 R7.4.24	却下	大阪高等7	R7.5.8	相手側			
大阪	所得税	国(西税務署長)	被告 本件賃貸料収入のうち、原告に係属する金額はいくらか(消費税)	28~30	1	清家松務官 徳山松務官 久保実査官 池谷実査官	大阪地方7	R6.4.17							
関信	法人税	国(瀬来税務署長)	1 本件売上高は、原告に係属する売上高であるか否か 2 本件支出金額は、交際費に該当するか否か(消費税)	31/3~3/3	1	杉森松務官 板垣主査 沢田実査官	東京地方38	R6.4.15							
名古屋	贈与税	国(昭和税務署長)	原告が本件各贈与者から取引相場のない株式の無償譲渡を受けた時点において、当該株式を発行する会社に本件各借入金が存在したか否か	29	1	小畑松務官 藤原実査官 吉金実査官	名古屋地方9	R6.4.12							
熊本	法人税	国(鹿児島税務署長)	原告が行った本件金銭貸付けは、法人税法2条13号規定の収益事業に該当するか否か。 具体的には、本件金銭貸付けが法人税法施行令5条1項3号に規定する金銭貸付業に該当し、短縮して事業場を設けて行われるものか否か。	30/3~3/3	1	井手松務官 堀川主査 鈴木実査官	東京地方3	R6.4.16 R6.12.18	棄却	東京高等21	R7.1.6 R7.7.3	棄却	R7.7.14	相手方	
広島	所得税	国(新見税務署長)	原告は本件財団を通じて、本件外国会社を間接保有しており、本件外国法人の所得が原告に係る外国子会社合算税制の適用対象となるか否か	28~30	2	菊島松務官 赤代専門官 澤田実査官	東京地方3	R6.4.22 R7.9.12	棄却						
関信	所得税	国(総務省事務承継者立川税務署長事務承継者所沢税務署長)	被告 本件金員に係る雑所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額があるか否か	28~1	1	金高松務官 土屋専門官 富山実査官	東京地方51	R6.4.18							
大阪	相続税	国(西税務署長)	原告に係る相次相続控除額はいくらか(本人訴訟)	元	1	岡田松務官 鶴田実査官	広島地方2	R6.5.6 R7.9.10	棄却						
名古屋	相続税	国(一宮税務署長)	原告が納付した本件相続税について国が保つことが不当利得に当たるか否か。 (本人訴訟)(請求額:1,224,800円 仮執行宣言請求あり)	28	1	辻主任松務官 竹田達雄官 宮金実査官	名古屋地方9	R6.5.15 R6.12.5	棄却	名古屋高等2	R6.12.17 R7.5.14	棄却	最高三小	R7.5.27	相手側
金沢	所得税	国(小松税務署長)	通院に際して支払ったガソリン代等は、所得税法第73条第2項に規定する控除対象の医療費に該当するか否か。 (本人訴訟)	30~2	1	島田主任松務官 中村松務官 細田実査官	金沢地方	R6.5.8 R7.2.21	棄却	名古屋高等金沢1	R7.3.10 R7.8.20	棄却			
東京	相続税	国(鎌倉税務署長)	(1) 被相続人の死亡により配偶者が取得した米国遺産年金を受給する権利(本件受給権)は、相続税法3条1項6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か。 (2) 本件受給権の価額を相続税法24条1項3号の規定の準用により評価するに当たり、本件受給額及び本件受益効金を用いて評価できるか否か。	1	1	森田松務官 小池主査	東京地方3	R6.5.28							
東京	所得税(源泉)	国(江東東税務署長事務承継者江戸川北税務署長)	相手側代表者が、相手側名義の預金口座から出金した現金を相手側代表者名義の先物取引口座に入金したことは、所得税法第28条第1項に規定する給与等の支払に該当するか否か。	30/1~2/12	1	高橋松務官 竹本実査官	東京地方2	R6.5.31							
関信	法人税	国(氏家税務署長)	バス運行委託契約による収入の益金算入時期及び間収入が消費税の課税売上金に該当するか否か。 (本人訴訟)(消費税)	29/2~3/2	1	鈴木松務官 板垣松務官 佐藤実査官	宇都宮地方1	R6.6.6							
関信	消費税	国(浦和税務署長)	取引先からの郵便切手等の立替振込等に際しての支払い及び受領した代金相当額は課税取引に該当するか否か。	1/5~3/5	1	梁澤松務官 板垣主査 小高実査官	東京地方51	R6.7.11							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

国(地方)	税目	課税対象	課税標準	税率	納税義務者	支払期日	滞り金	延滞利息	滞り金率	滞り金率	滞り金率
東京	所得税	国(渋谷区 税務署長)	(1)香港法人からの配当は、平成30年分及び令和元年分の収入すべき金額に該当するか否か。 (2)相手側は、租税特別措置法40条の4第1項の居住者に該当し、平成30年分及び令和2年分において、親所得に該当する収入があるかどうか(外国子会社合算税制の適用可否)。 (3)外国子会社合算税制の適用がある場合、香港法人に係る基準所得金額の計算上、損益計算書にImpairment lossとして計上された金額は、香港法人29年12月期の損金の額に算入されるか否か。 (4)外国子会社合算税制の適用がある場合、香港法人に係る基準所得金額の計算上、前外法人から配当の支払を一部留保された金額等は、香港法人元年12月期の損金の額に算入されるか否か。	30~2	佐藤松壽官 佐藤美奈官	東京地 方3	R6.5.23				
東京	消費税	国(麻布税 務署長事務 所兼省京橋 税務署長)	(1)その一部が住宅用に賃貸されている販売用建物の購入及び当該建物に対する工事のうち、購入から販売までの期間を通して空室であった部分に係る課税仕入れは、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するもの」と「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。 (2)空室のある売却対象物件の買主に対する空室部分に係る家賃相当額の支払は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	28/9	平山主任税務官 高城実査官	東京地 方3	R6.7.16				
愛知	消費税	国(熱海税 務署長)	課税仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除が適用されるか否か。 請求書及び帳簿に記載された仕入先の氏名等は真実の取引先か。 (本人訴訟)	30/12~ 3/11	杉森松壽官 板垣圭吾 沢原実査官	さいたま 地方4	R6.7.6	R7.8.20	業 卸		
大阪	所得税	国(西宮税 務署長)	原告名義で行われた本件先物取引のうち、原告の父らから委任されたとする本件期間の各取引に係る雑所得は原告に帰属するか否か	30~元	清水松壽官 徳山穂積主査 久保実査官 池谷実査官	大阪地 方7	R6.8.9				
名古屋	法人税	国(名古屋 西税務署 長)	原告が調製のため計上した売上原価や仕入高等は、本件各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することはできるか否か。 原告に「認識し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (消費税)	27/5~ 3/5	立田松壽官 大森実査官	名古屋 地方9	R6.7.19				
東京	相続税	国(練馬東 税務署長)	(1)相続開始日において賃貸されていなかった空室は、貸家建付地及び貸家の賃貸割合の計算上、一時的に賃貸されていなかったと認められるものといえるか否か。 (2)被相続人が、業務委託契約を締結していた不動産管理会社に対して有していた預け金(相続開始日において支払期日が到来していた相続開始月分の資料に係るもの)は、相続税の課税価格に算入すべきか否か。 本件各取入は、工業所有権等の使用料に該当するか否か。	29	柏田松壽官 星西実査官	東京地 方51	R6.7.30				
名古屋	法人税	国(関税務 署長)	本件各機能の開発は、「自ら行った研究開発」に該当するか否か。 本件各支出の金額が、「当該使用料を得るために直接要した費用の額」に該当するか否か。	2/3・ 3/3	村田松壽官 水野主査	東京地 方3	R6.8.8				
熊本	法人税	国(熊本西 税務署長)	被告が、土地及び建物の各固定資産税評価額の比率を用いる方法を用いて、本件建物の購入の代償及び本件不動産の課税仕入れに係る支払対価の額を算定し厚給を行ったことは適法か否か(消費税)	2/12・ 3/12	井手松壽官 堀川主査	熊本地 方2	R6.7.29				
高松	相続税	国(今治税 務署長)	理由付記の付け替えのためにに行った取消し再更正処分は適法であるか否か。	30	井上松壽官 白石専門官	松山地 方1	R6.8.13				
大阪	相続税	国(上尾税 務署長)	被相続人の死亡により配偶者が取得したスイス連邦年金を受給する権利(本件受給権)は、相続税法3条1項6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か。	29	岡田松壽官 牧瀬穂積主査 西田実査官	京都地 方3	R6.8.20				
岡山	所得税	国(真岡税 務署長)	基礎控除の適用に所得金額による差異があること又は憲法違反である。	3	鈴木松壽官 土屋専門官 佐藤実査官	東京地 方51	R6.8.5				

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

事件番号		事件名		裁判所		判決年月日		判決金額		備考	
事件番号	事件名	裁判所	判決年月日	判決金額	備考	事件番号	事件名	裁判所	判決年月日	判決金額	備考
札幌	消費税	国(札幌南 税務署長)	1消費税更正等各処分に係る理由附記に違法がある か否か。 2消費税更正等各処分に係る調査に調査手続上の 違法があるか否か。 (本人訴訟)	29.1~ 3	1 松浦訟務官 後藤実査官	札幌地 方3	R6.7.29				
沖縄	所得税 (譲渡)	国(北那覇 税務署長、 国税不服審 判所長)	1 本件家屋が租税特別措置法第35条第1項の「居住 用財産」に該当し、特別控除の対象となるか否か。 2 審判所が行った証拠収集等は裁決手続上の瑕疵 に該当するか否か。	2	1 廣瀬訟務官 亀里実査官 比嘉実査官	東京地 方3	R6.8.29				
名古屋	贈与税	国(名古屋 西税務署 長)	本件各通達評価額に、相続税法7条に規定する時価 を上回る違法があるか否か。 本件各譲受けは、相続税法7条に規定する「著しく低 い価額」の対価で財産の譲渡を受けた場合に該当す るか否か。	29	1 小畑訟務官 服部実査官	名古屋 地方9	R6.8.26				
広島	法人税	国(岡山西 税務署長)	1 原告が仮受金として計上していた金額及び関係金 社の収益として計上していた金額に係る収益は、本 件事業年度の原告の法人税の所得金額の計算上、 益金の額に算入されるか否か。 2 原告に国税通則法68条1項に規定する「隠蔽し、 又は仮貸し」に該当する事実があるか否か。 (消費税)	30/8	2 足立訟務官 赤代専門官 権本実査官 白鳥実査官	岡山地 方2	R6.8.8				
名古屋	所得税 (源泉)	国(静岡税 務署長)	1 原告が、原告より譲り受けた土地の簿価と時価の 差額(経済的利益)は、譲受人に対する所得税法28 条1項に規定する贈与等に該当するか否か。 本件家屋は借地法35条2項に規定する「居住の用に 供している家屋」に該当するか否か。 原告が受領した未経過固定資産税等相当額は、本 件各土地に係る譲渡所得の金額の計算上総収入金 額に算入すべきか否か。	2/7~ 2/12	1 藤岡訟務官 水野主査 和久田実査官	東京地 方38	R6.8.29				
名古屋	所得税 (譲渡)	国(名古屋 北税務署 長)	原告が受領した未経過固定資産税等相当額は、本 件各土地に係る譲渡所得の金額の計算上総収入金 額に算入すべきか否か。	2	1 小畑訟務官 服部実査官	名古屋 地方9	R6.9.5				
熊本	所得税	国(熊池税 務署長)	更正の請求について、更正すべき理由が認められる か否か(本人訴訟)。	28	1 矢上訟務官 三島実査官	熊本地 方3	R6.7.12				
東京	法人税	国(芝税務 署長)	(1) 原告が原告に譲渡として支払ったとする金員は、 支払手数料として損金の額に算入されるか否か。 (2) 各物件の建物本体及び建物附属設備の取得価 額は、それぞれいくらか。 (3) 賃貸用不動産に係る譲渡収入及び譲渡原価は、 益金の額及び損金の額に算入すべきか否か。 (4) 原告に通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は 仮貸し」に該当する事実があったか否か。 (5) 平成21年12月期から平成23年12月期までの法人 税に係る各更正処分は、通則法70条に規定する除斥 期間を遡して行われたものか否か。	21/12~ 26/12	1 権原訟務官 廣川実査官	東京地 方2	R6.7.12				
東京	所得税	国(芝税務 署長事務承 継者玉川税 務署長)	(1) 各物件の建物本体及び建物附属設備の取得価 額は、それぞれいくらか。 (2) 原告が原告に対して支払ったとする金員は、雑費 等として必要経費に算入されるか否か。 (3) 原告に通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は 仮貸し」に該当する事実があったか否か。 (4) 平成21年分から平成23年分までの所得税に係る 各更正処分は、通則法70条に規定する除斥期間を 遡して行われたものか否か。	21~26	1 権原訟務官 廣川実査官	東京地 方2	R6.7.12				
関信	贈与税	国(上尾税 務署長)	原告が譲渡した株式について、相続税法7の「著しく 低い価額」の対価で財産の譲渡を受けた場合に該当 し、当該譲渡の対価と財産評価基本通達により計算 した評価額との差額に相当する金額を贈与による取 得したものとみなされるか。	元	2 宮地訟務官 長澤専門官 山本実査官	さいたま 地方4	R6.9.5				
札幌	法人税	国(網走税 務署長)	1 本件国庫補助金は、収益に計上されているか。 2 各処分に係る理由附記に違法があるか否か。 3 過去の調査で指摘されなかった経理処理を指摘し たことは法律解釈上の原則に違反するか。	3/3、4/3	1 松浦訟務官 堀専門官 澤田実査官	札幌地 方2	R6.9.12				
関信	法人税	国(熊谷税 務署長)	1 原告が役員分掌変更に伴いその役員に列して 退職金として支給した金員が損金の額に算入されな い給与に該当するか、退職給与として損金の額に算 入されるか。 2 調査が不十分な違法な課税処分か。 (1) 原告が計上した研究開発費は、本件各ソフトウェ アの取得価額に算入すべきか。 (2) 本件各ソフトウェアに適用される耐用年数は何年 か。 ※ 開寛制限の申立有り	30/7	1 金高訟務官 板垣主査 富山実査官	さいたま 地方4	R6.9.20				
高松	法人税	国(徳島税 務署長)	1 原告が役員分掌変更に伴いその役員に列して 退職金として支給した金員が損金の額に算入されな い給与に該当するか、退職給与として損金の額に算 入されるか。 2 調査が不十分な違法な課税処分か。 (1) 原告が計上した研究開発費は、本件各ソフトウェ アの取得価額に算入すべきか。 (2) 本件各ソフトウェアに適用される耐用年数は何年 か。 ※ 開寛制限の申立有り	30/3~ 3/3	3 大野訟務官 白石専門官 多田実査官	東京地 方2	R6.9.20				

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

国(県)民税	市町村民税	固定資産税	都市計画税	住民税	相続税	贈与税	消費税率	消費税	酒類課税	たばこ税	酒類課税	たばこ税	酒類課税	たばこ税
大阪	所得税 (譲渡)	国(国税局長) 本件譲渡所得は、所得税法第9条第1項第10号に規定する非課税所得に該当するか否か。	係属 2	1	高橋松務官 西田実査官	東京地方3	R6.10.11							
沖縄	消費税	国(那覇税務署長) 本件金地金は、消費税法36条6項(棚卸資産の調整規定)が適用される「棚卸資産」に該当するか否か。	係属 4/2	1	廣瀬松務官 亀尾実査官 比嘉実査官	東京地方51	R6.10.25							
関係	法人税	国(福岡税務署長) 原告が子会社等に対してした債権放棄の額が、寄付金の額に該当するか。	係属 2/3	1	杉森松務官 板垣主査 沢里実査官	東京地方51	R6.10.22							
名古屋	法人税	国(名古屋中税務署長) 本件コンサルティング料は、法人税に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入されるか否か。従業員が行った行為が、通則法88条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当するか否か。(消費税)	係属 29/10、 30/10	1	木井松務官 水谷実査官	名古屋地方9	R6.9.26							
東京	所得税	国(江戸川東税務署長) 相手側が提出した期限後申告書は国税通則法19条に規定する修正申告書であるとして本件各税課決定処分が違法となるか否か。 (本人訴訟)	係属 1/3	1	植村主任訟務官 酒井実査官	東京地方51	R6.10.16	R7.5.22						
東京	その他	国(麻布税務署長) 本件は、信託型新株予約権の行使を受けて株式を発行した原告(告知人)が、当該株式の取得による経済的利益(給与所得)を受けた元役員(被告)に対し、当該給与所得に係る源泉所得税相当額の支払(求償)を求める訴訟を提起したのに伴い、国が原告から、訴訟告知(訴訟補助の要請)を受けた事案である。 (請求金額:78,606千円)	係属 3/8	1	藤崎松務官 菊地実査官	東京地方37	R6.7.4							
大阪	所得税 (譲渡)	国(神戸税務署長) 1 被相続人が長男の主備法人に対してした同族株式の譲渡は無効であるか否か。 2 株式の譲渡契約が無効である場合に、課税処分を受けることができるか否か。	係属 29	1	村上(-)訟務官 川上実査官 西田実査官	大阪地方2	R5.11.19							
東京	所得税	国(練馬区東税務署長) 法定申告期限から5年を経過して提出された更正の請求は認められるか否か。 (本人訴訟)	係属 29	1	森田松務官 吉川(優)実査官	東京地方38	R6.11.18							
名古屋	国賠	国 令和5年分の所得税等の予定納税等の滞り申請に対する却下処分の取消し、及び再処分をしたことが国賠法上違法となるか否か。 (請求額:50,500円 仮執行宣言請求なし)(本人訴訟)	係属 —	4	辻主任訟務官 水野主査 竹田通調官	名古屋地方9	R6.10.15	R7.7.17	棄却	名古屋高等4	R7.7.26	相手側		
名古屋	相続税	国(岐阜北税務署長) 被相続人の死亡により配偶者が取得した米国遺産年金を受給する権利(本件受益権)は、相続税法3条1項6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か。	係属 2	1	辻主任訟務官 加藤専門官 吉金実査官	東京地方3	R6.11.12							
名古屋	所得税	国(昭和税務署長) 原告は、本件各契約書に記載された各株式を譲渡したか否か。	係属 29	1	立田訟務官 大森実査官	名古屋地方9	R6.11.6							
名古屋	所得税	国(昭和税務署長) 原告は、措置法86条の5に規定する「被災事業者」に該当するか。 処分の理由の提示に不備があるか。 通則法66条に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか。	係属 29~3	1	立田訟務官 竹田通調官 大森実査官	名古屋地方9	R6.11.21							
熊本	消費税	国(熊本市西税務署長) 原告は、措置法86条の5に規定する「被災事業者」に該当するか。 処分の理由の提示に不備があるか。 通則法66条に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか。	係属 1/10・ 2/10	1	井手訟務官 堀川主査	熊本地方2	R6.11.29							
名古屋	消費税	国(熱田税務署長) 本件工賃は、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当するか否か。	係属 30/3~ 4/3	1	村田訟務官 水野主査	名古屋地方9	R6.11.18							
福岡	贈与税	国(香椎税務署長) 1 処分の理由付記の不備 2 和解により土地に係る贈与の事実とはなかったものとして更正の請求は認められるか	係属 23、24	1	福田訟務官 菊元実査官	福岡地方4	R6.12.13							
東京	消費税	国(新宿税務署長) 令和3年5月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。 (本人訴訟)	係属 3/5	1	木下訟務官 岡部実査官	東京地方3	R6.11.19							
東京	相続税	国(柏税務署長) 別新判決が、国税通則法23条2項1号に規定する「その申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」に該当するか否か。	係属 24	1	出田主任訟務官 神川実査官	東京地方51	R6.12.17							

都道府県	税種	課税主体	争訟内容	審理年度	審理月	審理官	裁判所	判決日	和解日	執行期	執行率
東京	所得税(譲渡)	国(国税庁長官)	(1)別荘判決が、国税通則法23条2項1号に規定する「その申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決」に該当するか否か。 (2)別荘判決の確定により、譲渡人(原告の母)が有していた土地の売買代金支払請求権が、所得税法64条1項所定の「その年分の各種所得の金額の計算の基礎となる収入金額又は総収入金額の全部又は一部を回収することができないこととなった場合」に該当するか否か。	23	1	出田主任松務官 神川実査官	東京地方38	R6.12.17			
高松	所得税(譲渡)	国(伊野税務署長)	(1)本件修正申告及び確定申告は、取消訴訟の対象となる処分その他公権力の行使に該当するか否か。 (2)本件加算税賦決定処分は出訴期間を経過した処分に該当するか否か。 [本人訴訟]	5、13	1	大野松務官 多田実査官	高知地方	R6.11.27	R7.8.19	却下	
大阪	消費税	国(神戸税務署長)	1 本件各更正処分の更正通知書で指摘された譲渡のうち本件購入者に対するものが、消費税法8条1項に規定する免税譲渡に該当するか否か。 2 本件各更正処分の更正通知書で指摘された各仕入れは、消費税法30条7項に規定する帳簿等を保存しない場合として仕入税額控除が認められないこととなるか否か。	2/12～ 3/12	2	福田松務官 一横総括主査 土島実査官 中子実査官	大阪地方7	R7.1.23			
大阪	所得税	国(富田林税務署長)	原告ら4名が同族会社と締結した本件消費貸借を容認した場合に、原告らの所得税を不当に減少させる結果となると認められるか否か。	29～3	2	村上(幸)松務官 鐘山総括主査 木山実査官 溝谷実査官	東京地方2	R6.11.11			
東京	所得税	国(板橋税務署長、渋谷税務署長)	(1)本件各無利息貸付けは、所得税法157条1項に規定する「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否か。 (2)相手側には、本件各無利息借入れにより所得税法36条1項括弧書きに規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」が生じているか否か。 (3)本件各更正処分の理由付記に不備があるか否か。 (4)相手側は、本件貸付に対して本件無利息貸付けにより所得税法36条1項括弧書きに規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」を供与したか否か。 (5)本件各納税告知処分の理由の提示に不備があるか否か。 〔所得級(源泉)〕	29～1、 29/7～ 1/12	2	森主任松務官 木坪松務官 大足専門官 津島実査官	東京地方3	R6.12.13			
東京	消費税	国(東京上野税務署長事務承継者事務所税務署長)	(1)相手側が行った本件における金製品等の譲渡は、消費税法8条1項に規定する「譲渡」に該当するか否か。 (2)相手側に国税通則法68条1項又は2項に規定する事実の「隠蔽」又は「仮装」はあるか否か。	30/5～ 30/9、 1/8～ 2/4、 2/6、 2/7、2/9 ～2/11	1	高橋松務官 竹本実査官	東京地方38	R7.1.9			
東京	国賠	国	国は、原告に対し、相続税について、①土地の辞書の誤りがあった及び②税務署職員による長年にわたる相続税の物件手帳における非合理的確実性があって、国家賠償法1条1項に基づく賠償責任を負うか否か。 (本人訴訟) (請求額:62,996,569円返執行費請求あり)	-	1	下田松務官 佐野実査官	横浜地方小田原支部	R6.12.16			
関西	相続税	国(相生税務署長)	(1)相続財産として申告した不動産は、原告固有の財産か。 (2)相続財産として申告した美術品の価額は過大か。 [本人訴訟]	28	2	金高松務官 長澤専門官 富山実査官	東京地方51	R6.12.12			
札幌	消費税	国(札幌東税務署長)	本件工事請負契約は、令和2年3月31日までに締結した契約であるか否か。	3/3	1	松浦松務官 堀専門官 佐藤実査官	札幌地方1	R7.2.17			
熊本	所得税	国(熊本市西署長)	推計課税の合理性	30～2	1	矢上松務官 鈴木実査官 三島実査官	熊本地方3	R6.5.30			

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

都道府県	税種	国(品川税務署長)	係属	事件番号	審理年度	審理月	審理日	審理場所	審理官	審理結果	備考
東京	消費税	国(品川税務署長)	係属	本件課税期間について簡易課税制度が適用されるか否か。(本人訴訟)	4/7	1	4/7	東京地方3	高橋松務官 秋山主査	東京地方3	R7.5.21
名古屋	法人税	国(名古屋西税務署長)	係属	本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。	31/3~5/3	3	31/3	東京地方38	本井松務官 水谷実査官	東京地方38	R7.5.15
名古屋	法人税	国(伊勢税務署長)	係属	本件訴えは適法な不服申立て前段を経たといえるか否か。	29/3、31/3	1	29/3	名古屋地方9	森岡松務官 水野主査 和久田実査官	名古屋地方9	R7.3.31
大阪	法人税	国(阿倍野税務署長)	係属	1 本件各確定申告書を提出できなかったことについて、通則法11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」が生じていたか否か。 2 本件各却下処分は租税公平主義又は信託原則に反する違法があるか否か。(消費税)	4/6、5/6	1	4/6	東京地方2	高橋松務官 牧瀬結穂主査 鶴田実査官 川上実査官	東京地方2	R7.5.23
関係	相続税	国(行田税務署長)	係属	原告に、国税通則法68条2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。	30	1	30	東京地方2	鈴木松務官 長澤専門官 佐藤実査官	東京地方2	R7.4.17
関係	国賠	国	係属	原告の無申告加算税及び延滞税が多額となったのは、国の立法不作為によるものとして、国賠法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か。(本人訴訟、請求金額:98,200円、仮執行宣言請求あり)	5	1	5	東京地方42	杉森松務官 長澤専門官 沢里実査官	東京地方42	R7.4.8
東京	消費税	国(神田税務署長)	係属	令和3年3月課税期間における課税仕入れに係る消費税額の控除について、簡易課税制度を適用すべきか否か。	3/3	1	3/3	東京地方61	相川松務官 荒木実査官	東京地方61	R7.6.6
札幌	法人税	国(札幌中税務署長)	係属	平成28年6月期ないし令和4年6月期の更正処分等が適法か否か。	29/6~4/6	1	29/6	東京地方38	松浦松務官 後藤実査官	東京地方38	R7.6.5
高松	所得税	国(高松税務署長)	係属	原告が取得した建物に係る「購入の代価」及び「課税仕入れに係る支払対価の額」について、土地及び建物の売買代金総額を「固定資産税評価額の比」により按分して算定する方法が合理的といえるか否か。	28~3	1	28~3	東京地方2	大野松務官 多田実査官	東京地方2	R7.5.16
福岡	消費税	長崎税務署長	係属	長崎税務署長に対して、消費税導入以降、納付した消費税等の額の還付を求める請求について被告適格があるか否か。	H2~R2	1	H2~R2	長崎地方	福岡松務官 菊元実査官	長崎地方	R7.3.31
東京	消費税	国(千葉南税務署長)	係属	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	3/2	東京地方38	高橋松務官 竹本実査官	東京地方38	R7.5.12
東京	消費税	国(千葉南税務署長)	係属	相手側が行った居住用賃貸建物である本件建物に係る課税仕入れの税額について、改正法附則第44条第2項の経過措置に関する規定が適用されるか否か。(法人税)	3/2	1	3/2	東京地方38	高橋松務官 竹本実査官	東京地方38	R7.5.12
東京	消費税	国(上野税務署長事務承継者東京上野税務署長)	係属	本件各取引に係る消費税額について、仕入税額控除が適用されるか否か。	31/3~3/12	1	31/3	東京地方2	森主松務官 津島実査官	東京地方2	R7.4.9
東京	法人税	国(品川税務署長、川崎西税務署長事務承継者品川税務署長、いわき税務署長事務承継者品川税務署長)	係属	(1) 本件各青色申告承認取消処分は、法人税法127条1項の規定に基づかない違法な処分であるか否か。 (2) 本件各確定申告書を提出期限内に提出されなかったことについて、通則法68条1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否か。	31/3~4/3	1	31/3	東京地方2	木下松務官 小野主査	東京地方2	R7.4.28
大阪	消費税	国(姫路税務署長)	係属	本件金地金の購入に係る課税仕入れは原告に帰属するか。	5/10	1	5/10	神戸地方2	清松務官 村尾実査官 中子実査官	神戸地方2	R7.7.1
大阪	所得税	国(姫路税務署長)	係属	本件寄宿舍営業の所得は原告に帰属するか。	30	1	30	神戸地方2	清松務官 徳山総括主査 毛利実査官 久保実査官	神戸地方2	R7.7.1
広島	国賠	国	係属	原告が当局警察に対して情報提供を行ったにもかかわらず、警察側が犯罪調査を行わなかったことは、国賠法第1条第1項の損害賠償が認められるか否か。(本人訴訟) (請求額:1円、仮執行宣言請求あり)	-	5	-	加治木簡裁1	菊島松務官 赤代専門官 津島実査官 廣澤実査官	加治木簡裁1	R7.6.17

—

[illegible]